

新宿区教育委員会会議録

平成30年第5回臨時会

平成30年7月20日

新宿区教育委員会

平成30年第5回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成30年7月20日(金)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 4時18分

場 所 本庁舎5階大会議室

出席者

新宿区教育委員会

| | | | |
|-------|---------|----------|---------|
| 教 育 長 | 酒 井 敏 男 | 教育長職務代理者 | 羽 原 清 雅 |
| 委 員 | 菊 田 史 子 | 委 員 | 今 野 雅 裕 |
| 委 員 | 古 笛 恵 子 | 委 員 | 星 野 洋 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 次 長 | 山 田 秀 之 | 教育調整課長 | 齊 藤 正 之 |
| 教育指導課長 | 長 田 和 義 | 教育支援課長 | 志 原 学 |
| 学校運営課長 | 菊 島 茂 雄 | 主任指導主事 | 小 林 力 |
| 統括指導主事 | 坂 元 竜 二 | 統括指導主事 | 波多江 誠 |
| 審議委員会委員長 | 菅 野 静 二 | 審議委員会委員 | 北 中 啓 勝 |

書記

| | |
|-------------------|---------------------|
| 教 育 調 整 課 査 平 明 生 | 教 育 調 整 課 係 勝 山 雄 太 |
|-------------------|---------------------|

日程

協 議

- 1 平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書採択について

報 告

- 1 教員の勤務環境の改善・働き方改革第二次報告書について
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成30年新宿区教育委員会第5回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いいたします。

○今野委員 はい。

◎ 協議1 平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

○教育長 本日は、まず、協議1「平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」の協議を行います。その後、事務局から報告を受け、質疑を行います。

なお、本日は、議事はございません。

まず、第4回臨時会でも確認をいたしましたとおり、今回の教科用図書採択では、小学校の「特別の教科道徳」を除く全ての教科及び中学校の「特別の教科道徳」の教科用図書の採択を行います。7月18日には、平成31年度使用新宿区立中学校教科用図書（「特別の教科道徳」）についての協議を行いました。

本日は、平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書についての協議を行います。

次に、確認をさせていただきます。平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択手続につきましては、第2回臨時会で御議決いただきましたとおり、教科用図書審議委員会は、原則として、教科用図書調査委員会に教科用図書についての調査及び資料作成を依頼しないこととなっております。

それでは、本日の協議の進め方についてお諮りいたします。

本日の教育委員会臨時会では、教育委員会会議規則第13条の規定に基づき、まず、平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書審議委員会委員長及び同委員会委員に出席を要請し、教科用図書審議委員会からの答申を受け、調査報告に関わる総括的な協議をしたいと思います。

次に、審議委員会の調査結果について、審議委員会委員から説明を受け、質疑を行い、採択の対象となる教科用図書の確認を行います。

以上が本日の協議の進め方の御提案となりますが、いかがでしょうか。

○羽原委員 ただいま教育長から御提案のあった進め方でよろしいと思います。

○教育長 ありがとうございます。

羽原教育長職務代理者からの御発言をいただきましたが、ほかに御意見、御質問がありますでしょうか。御意見、御質問がなければ提案のとおり進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

それでは、審議委員会委員長及び委員に御入室をいただきたいと思います。

[審議委員会委員長、審議委員 入室]

○教育長 それでは、具体的な協議に入る前に、当教育委員会は、5月11日に、平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書審議委員会に対し、採択の対象となる教科用図書について調査検討を行い、その結果について答申するようお願いしたところです。

本日は、審議委員会を代表しまして、菅野委員長から、その答申を受け、説明を受けるということで進めます。

それでは、答申をお受けしたいと思います。

○審議委員会委員長 答申、本委員会は平成30年5月11日、貴教育委員会から諮問を受け、平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択に対し、現行の教科用図書について各学校から報告された調査資料をもとに、調査、審議を行いました。

その結果を別紙のとおりまとめましたので、ここに答申いたします。

平成30年7月2日 新宿区教育委員会教育長 酒井敏男様。

教科用図書審議委員会委員長 菅野静二。

[答申書の授受]

○教育長 答申を確かに受け取りました。

現行の教科用図書について、具体的な検討結果をいただき、ありがとうございました。

当教育委員会は、審議委員会の審議結果をもとに、児童の実情及び学校の意向に十分配慮して、公正かつ適正な採択を行います。

○教育調整課長 ただいま拝受しました答申につきましては、委員の皆様のお手元のほうに、写しを配付させていただきます。

○教育長 よろしく申し上げます。

協議1 平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択については、小学校教科用図書審議委員会委員長から、答申の総括的な検討の経過、検討の視点、審議結果について説明をいただき、それについて質疑を行います。

それでは、説明をお願いいたします。

○**審議委員会委員長** 審議委員会委員長の菅野です。

最初に、審議委員会における審議日程について申し上げます。

5月11日、第1回の審議委員会におきまして、教育長より諮問を受けました。審議日程、審議委員の役割等を確認いたしました。12名がここで審議委員として指名を受けました。

第2回の審議委員会は6月29日に行いました。学校調査結果及び平成26年度審議委員会の審議内容をもとに、現行の教科用図書についての検討を行いました。また、答申文、審議委員会調査資料の文言の最終検討等もここで行いました。

以上のように、2回の審議会を経て審議を行ってまいりました。

次に、審議委員会における審議の方針を申し上げます。

学校調査の結果を踏まえながら、審議委員会として現行の教科用図書の変更の必要性について評価を行いました。審議委員会では学校調査報告書をもとに、現行の教科用図書のすぐれている点を分析いたしました。具体的にページを開きながら、それはどこを指しているのかということ審議委員が一つ一つチェックして見ていき、これを確認いたしました。教科書を参照しながら、内容から使用上の便宜等について、4項目の内容について審議に当たりました。審議委員として独自の意見をそれぞれの方々からいただき、それらを参考に評価をいたしました。

次に、審議委員会報告書の見方ですが、11種目を1枚にまとめてあります。意見欄は学校調査の内容を踏まえ、審議委員の意見を加味して作成いたしました。

では、具体的に各種目について補足説明をさせていただきます。

学校調査の結果については、全11種目について現行の教科用図書について変更を希望する意見はありませんでした。また、現行の教科用図書について4年間使用する中で、前回の主な絞り込み理由となった事項についても、各学校からすぐれている点として報告を受けており、その点についても、直接、教科書に当たり確認を行いました。

これらを踏まえ、検討した結果、現行の教科用図書はすぐれている点が多いと判断し、全11種目について変更の必要はないと判断いたしました。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。

説明が終わりました。

御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

御質問、御意見がなければ、ここで審議委員会委員長には御退席いただきたいと思います。
ありがとうございました。

〔審議委員会委員長 退室〕

○教育長 それでは、協議を続けます。

ただいまから、教科用図書審議委員会の調査結果について、審議委員会委員から説明を受け、質疑を行い、採択の対象となる教科用図書の候補の確認を行います。

それでは、「特別の教科道徳」を除く全ての教科について、教科用図書審議会委員会ではどのような審議、検討が行われたのか、御説明をお願いいたします。

○審議委員会委員 それでは、審議委員の北中から御説明申し上げます。

まず、学校調査の結果ですが、学校調査の結果については、全11種目について現行の教科用図書について変更を希望する意見はありませんでした。

学校から上げられた、現在使用している教科用図書のすぐれている点としては、まず国語の光村。学習が焦点化できるよう、学習目標が適切に示されている。扉のページを児童と読むと単元の狙いがはっきりと分かる。

次に、書写、光村については、実際の日常生活や学習活動に役立つ内容で構成されている。社会、東書については、使用している写真が明るくきれいであり、効果的である。また、実物投影機で投影しても活用しやすく、効果的な図版が多い。

次に、地図について説明します。

地図は帝国、こちらについては東京都について学ぶ中学年にとって、東京都とその周辺についての資料が豊富で使いやすいという意見がございました。

次に、算数、東書。学習の進め方がスモールステップで示されており、算数の不得意な児童にとっても理解しやすい構成である。

次に、理科です。理科、大日本。予想を立て実験結果から考えるという構成により、問題解決学習の流れをつくりやすく、児童にとって分かりやすい。

次に、生活、東書。学習の進め方が分かりやすく、写真や絵で説明してある。野菜図鑑、便利手帳など、内容が児童にとって理解しやすい。

次に、音楽、教芸。目次に単元目標が明示されていて、児童が見通しをもって学習を進めることができる。

図画工作、日文。作品だけでなく制作の過程や鑑賞の様子が掲載されている。児童の楽し

そんな表情がとてもよい。この写真を見ることで児童の意欲が高まる。

家庭、開隆堂。家族とのつながり、家庭生活に関する部分が充実しており、家庭の大切さを考えることができる。

保健、東書。書き込み形式のため、主体的に児童が取り組むことができ、知識の定着につながる。

などがよい点として上げられたものです。最終的に審議委員会として、学校調査の報告等を踏まえ、現行教科書のすぐれている点について具体的にページを開きながら審議委員が確認いたしました。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、審議委員会では現行の教科用図書はすぐれている点が多いと判断し、全11種目について変更の必要はないと判断いたしました。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。説明が終わりました。

御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

説明の趣旨は、現在使っている教科書がすぐれていて、変更の必要はないということで、御説明いただきましたけれども、よろしいでしょうか。

○**審議委員会委員** 補足の説明をさせていただきます。主任指導主事です。

今回お配りしました資料について、調査報告書を置かせていただきます。審議委員会の委員から説明がありましたとおり、小学校からの意見等として、すぐれている点がたくさん寄せられています。資料の9ページ以降に、平成26年度に委員の皆様は今回の教科書を絞り込んでいただいた理由がありますが、こちらについては、この4年間使ってきてよさが確認できているということも、学校からの意見をもとに確認をしているところです。

また、前回、教科用図書を採択していただく際に、議論の中で、特に社会科、それから地図などを中心に、使われている資料、どの教科書が新しいものを使っているか、ちょっと古いのではないかという御意見もたくさん出ていたかと思います。今回そういったことについても、教科書会社に問い合わせをして確認していますので、紹介させていただきます。

教科書も毎年、印刷の都合もあって、夏までに文部科学省に申請して修正する作業をしているということで、特に今回問い合わせさせていただきました地図の帝国書院については、毎年、100点以上の修正を行っている。また、新しい道路ができれば、4月の当初に子どもたちの手に一番新しい地図が届くように修正を行っているということですので、検定を行ったのは26年4月4日という日付になっていますけれども、それ以降も毎年、資料や地図

等の更新をしているということを確認してございますので、そういった点も参考にさせていただければと思います。

私からは以上です。

○教育長 ありがとうございます。

適宜、適切な修正も行われているという追加の御説明がありました。

ほかに何か御意見等、ございますでしょうか。

御意見等がなければ、教科用図書審議委員会の答申について、各委員の御意見を確認したいと思います。

羽原教育長職務代理者から、よろしくお願いいたします。

○羽原委員 各11教科について丹念な審査をしていただいて、現場が納得し、また取り立てた問題点がないということからすると、向こう1年間、引き続きこの教科書でよろしいかと思っております。

ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。

それでは、菊田委員、いかがでしょうか。保護者の立場からは何かございますでしょうか。

○菊田委員 今、羽原委員がおっしゃったように、保護者としなくても、先生が使いやすいと思って使ってください教科書が一番だと思っておりますし、1年ですから、御研究を重ねられて4年間の積み上げがあるものと思いますので、さらにより授業をしていただければいいなと思っております。そして、次の4年にまた備えていただければいいかなと思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

今野委員、よろしくお願いいたします。

○今野委員 各学校から変更の必要がないということでしたし、それを踏まえて、審議委員会としても変更なしという結論で尊重したいと思います。

各学校から今回使ってみてよかったということで意見が出されておりますけれども、我々が絞り込んだときの理由におおむね即して、同じようなところで、使ってみてよかったということでしたので、我々の審査も的確だったのではないかと改めて思ったところです。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

それでは、古笛委員、よろしくお願いいたします。

○古笛委員 私も同じです。先生方、現場のほうからこのままでということで、変更の必要がないという御意見をいただいて、私自身もよかったなと思いました。改めて教科書を見させていただきましたが、よくできているなど、使い勝手がいいだろうなと思いますので、向こう1年、またこれをお願いできたらと思っております。

○教育長 ありがとうございます。

星野委員、よろしく願いいたします。

○星野委員 私はこの教科書の選定のときには携わってなかったので、一通り、調査報告書をもとに教科書を拝見しましたが、特に大きな問題点はないと思いましたが、あとは現場の先生方、委員会で問題がないということであれば、そのとおりに続けていただいて結構かと思っております。

○教育長 ありがとうございます。

私からも一言申し上げますけれども、学校現場が基本的に工夫して、いい授業ができる、使いやすい教科書と思っていただけるなら、それで結構だろうと思います。

他に御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特になければ、今までの協議内容の確認をしたいと思えます。

本日、審議した中で、審議委員会の調査結果などを踏まえ、皆様の総意として現行の教科用図書を採択の対象となる教科用図書とすることでよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

それでは、採択候補となった教科用図書については議案として取りまとめさせていただき、8月3日の第8回定例会に提案するよう進めさせていただきます。

ここで、次回の教育委員会定例会の議案の形式及び審議の進め方について、お諮りしたいと思います。

新宿区立小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書については、平成29年度に協議を行い、採択する教科用図書の絞り込みを行いました。次回の教育委員会定例会では、「特別の教科 道徳」の教科用図書も平成31年度使用小学校教科用図書として採択する必要があります。

「特別の教科 道徳」を除く全ての教科の各教科用図書候補については確認を済ませたところですが、採択の理由等について御審議いただく必要がありますので、既に絞り込み済みである「特別の教科 道徳」の教科用図書とは別の議案とさせていただき、それぞれの議案

を審議した後、一括して採択を行うということで進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

それでは、そのように進めたいと思います。

以上で本日の協議を終了いたします。

○教育長 次に、事務局から報告を受けますが、理事者の入れ替えなどもございますので、ここで一旦休憩とさせていただきます。

再開は、3時35分からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

午後 3時24分休憩

午後 3時35分再開

◆ 報告1 「教員の勤務環境の改善・働き方改革第二次報告書」について

○教育長 それでは、再開いたします。

報告1について、説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○教育調整課長 それでは、報告の1、教員の勤務環境の改善・働き方改革第二次報告書について、御説明いたします。

お手元の報告書をごらんください。

初めに、報告書の表紙をおめくりいただきますと、目次がございますが、本報告書につきましては、全体を3章立ての構成としております。初めが1の本報告書の位置づけです。

それでは、1ページをごらんください。

本報告書の位置づけですが、こちらは黒い四角の1つ目と2つ目のところに記載しております。29年度末に取りまとめました第一次報告書の中の基本的な考え方や基本姿勢等、取組方針を踏まえ、30の具体的な取組の方策を推進していくために、第二次調査として学校ヒアリング調査を実施するとともに、実務担当者からなる部会を設置して検討等を行い、今後の具体的な取組内容や、30年度の取組状況を整理して取りまとめたものがこの第二次報告書になります。

○教育長 お座りになって、説明してください。

○教育調整課長 それでは、着座にて失礼いたします。

続いて、3ページをごらんください。

2といたしまして、先ほど申し上げました学校ヒアリング調査の結果を載せております。調査の概要といたしましては、小学校3校、中学校2校、幼稚園2園を対象に、校園長及び副校園長には個別ヒアリングを、教員に対してはグループヒアリングを行い、学校が負担に感じていることを初めとした8つの項目に関して、聞き取りを実施したものです。

なお、今回のヒアリング調査を通しては、第一次報告書にある30の具体的な取組の方策以外のものとして、下のほうの枠組みの中に記載しておりますが、産休代替等、教員の任用に関することや校外学習や園外保育の引率等に関する事など、新たに4つの項目について意見が寄せられました。この内容につきましては、後ほど整理の部分で御説明いたします。

そして、4ページのところで、3といたしまして、今回の学校ヒアリング調査の実施結果を踏まえた今後の取組の推進に当たっての基本的な考え方を枠の中で3つ示しております。

この3つを基本にして、30の具体的な取組の方策の推進を次の5、6ページのところで4つに整理をしてございます。

それでは、次ページをお開きください。

5ページが第一次報告書で示しました30の具体的な取組の方策です。数字に網かけがされているのが今回のヒアリング調査を行った項目になります。

6ページのところでは、それぞれの取組を推進していく上で、実施内容を整理する体制ごとに分けたものとなっております。

上からA、B、C、Dの4つになります。この後の説明につきましては、この4つについて分けて進めてまいります。時間の都合もございまして、AにつきましてはNo.4から、No.18の5つについて。BにつきましてはNo.16を除いた取組について。CとDにつきましては全体をまとめて包括的に御説明をさせていただきます。

なお、今回の学校ヒアリング調査で新たに寄せられました4つの意見につきましては、その内容から、Cの教育委員会事務局として実施内容を整理し、推進していく方策に含めております。

それでは、まず7ページのところ、Aのプロジェクトチームとして実施内容を整理し、推進していく方策についてです。

(1)の学校の法律相談体制の整備ですが、この取組につきましては、8ページの図に示したように、現状の取組に加えまして、7月から新たに教育委員会独自の法律相談体制を整備して、運用を開始しております。

続いて、9ページ、(2)の留守番電話の導入です。こちらは③の対応・対策のところ、電話交換機の交換にあわせて順次整備を行い、今年度中には全校全園で留守番電話の運用を開始できるよう、引き続き検討してまいります。

なお、運用に当たりましては、一番下の丸印のところに記載がございますが、緊急時における連絡方法として、保護者等からの緊急の連絡があった場合には、10ページの図にあるように、区役所代表を通して当該学校の管理職に連絡し、各学校長から保護者に連絡を行う方法を取り入れてまいります。

続いて、11ページのタイムレコーダーの導入についてです。④の導入時期のところの記載がございますが、現在9月からの制度運用開始に向けた作業を順次進めております。

続いて、12ページの定時退庁日の設定と13ページの長期休業中の一斉休暇取得の促進につきましては、導入に当たって、20ページに挿入してございますチラシを使って保護者や地域に順次説明を現在行っているところです。

また、学校施設を使用している区役所内の関係部署にも同様に情報提供し、保護者や地域の皆様に影響のないよう、今後対応してまいります。

Aの説明につきましては以上です。

次に、22ページからのBのプロジェクトチームに部会を設置して実施内容を整理し、推進していく方策について説明いたします。

ここでは、今回2つの部会による検討内容をまとめております。1つが事務事業の見直し部会、そしてもう一つが、部活動を支える環境の整備に関する検討部会です。

初めに、事務事業の見直し部会で整理した内容について、御説明いたします。

恐れ入ります、少しページが飛びまして、32ページをお開きください。

こちらは、①の教員業務と学校配置職員の事務分掌の見直しについてです。ここでは教員を初めとする学校配置職員の任用形態や職務内容等を洗い出し、整理をいたしました。2つ目の丸印のところ、学校配置職員全体を図示するとともに、職員個々の任用形態や職務内容等を誰もが理解できるように整理し、まとめ、34ページから36ページにその内容を掲載いたしました。

また、33ページの対応・対策のところでは、引き続き実務的な検討を行い、来年3月までに副校長と学校事務職員の標準的な職務内容の提示や、校内の事務処理内容を示した学校事務処理マニュアルの作成、標準的な職務内容の遂行を基本とした補助職員の配置の見直しなどについて、内容を取りまとめていくものです。

続いて、37ページをお開きください。

調査等の精選です。現在、定例的な調査だけでも年間200件を超える状況となっているものにつきまして、38ページに取りまとめた見直しの視点で検討を行い、本年9月までに改善内容を取りまとめてまいります。

続いて、39ページの会議等の精選では、40ページのところに取組内容を記載してございますが、教育委員会事務局主催の会議に係る出席者や開催内容、頻度、メール等の方法による代替可否等の精査を進め、こちらも9月までに改善内容を取りまとめてまいります。

続いて、43ページですが、会計事務処理の見直しと学校事務の可視化、顕在化による業務の安定履行と事後チェックの徹底です。

効率的な事務処理が行えることで、時間の短縮が図れるとともに、適切な会計事務処理、会計事故防止につながることから、こちらは一番下の丸印のところ、対応対策のところ、今回新たに学校、園ごとの配当予算及び内示予算の一覧を作成し、学校が会計処理を見通しをもって処理ができるようにするとともに、執行状況を学校と教育委員会事務局がデータで共有できるようにしてまいります。

続いて、50ページのところ、こちらではもう一つの部会、部活動を支える環境の整備に関する検討部会の内容を御説明いたします。

このページの一番下の黒い四角のところですが、今回、部会では新宿区における部活動の現状や区立学校における部活動ガイドライン及び部活動支援策について取りまとめを行ったものでございます。

具体的な内容としたしましては、52ページをお開きいただきますと、中段の丸印のところ、ガイドラインにつきましては、次の6つの視点でまとめた区立学校における部活動の運営や指導等に関する包括的、総合的な指針であり、その主な内容としては、④に記載しております。

初めに、適切な運営のための体制整備でございます。

53ページをお開きいただきますと、上から4行目のところ、今回、新たに学校教育法施行規則に示されました部活動指導員の導入を行ってまいります。そして、その下、2つ目の丸印のところ、適切な休養日の設定でございます。

ここでは、週当たりの休養日と活動時間の設定について定めております。

そして、54ページの2つ目の丸印、小学校における放課後等の課外活動の考え方では、半数以上の小学校は金管バンド等の活動を行っている現状を踏まえた対応について取りまとめ

を行ったものでございます。

区立学校では、このガイドラインを今後の部活動支援に生かしていくものです。そして、現在の指導運営体制の課題と今後の部活動支援策につきましては、55ページのところで、⑤として、こちらに取りまとめを行ったものです。

続いて、56ページからCの教育委員会事務局と実施内容を整理し、推進していく方策についてです。ここでは、今回の学校ヒアリング調査の中で寄せられました4つの意見を含めて、全体で19の方策について、主に30年度中における取組内容を整理して記載したものとなっております。

なお、新たに寄せられました4項目につきましては、61ページにまとめております。ここでは、3番目に幼稚園のパソコン設置台数等のイントラ環境に関すること。4番目といたしまして、各種団体等からのコンクール出展依頼等に関する事などが新たに課題として上げられております。

次に、62ページからDの各学校、園で校内検討組織を整備し、業務改善を進めていく方策です。

ここでは、個々の学校や園の規模、地域特性が異なる状況にあることから、取組を具体的に進めるために、それぞれの学校、園の実情に合わせた検討が必要であり、その対応として学校、園ごとに主幹教諭や若手教員なども含めた教職員による検討組織を校内に整備し、校園長のリーダーシップのもと、組織的、継続的な業務改善の取組を進めることで、教員の働き方改革に向けた環境づくりを推進していくことなどを記載しております。

教育委員会では、業務改善の現状把握のツールとしてのセルフチェックシートの作成と業務のさらなる改善に向けた取組メニューやアイデアを提示し、各校、各園の組織的、継続的な業務改善を支援してまいります。

また、各学校、園では、取組紹介シートの作成などを通して、全校、全園で好事例の共有を進めてまいります。

70ページからは資料として、プロジェクトチームや部会の検討経過、今回のヒアリング調査の結果をお付けしております。

最後になりますが、本報告書につきましては、本日以降、全学校、園に周知するとともに、全議員への資料提供を行ってまいります。また、ホームページ上にも掲載し、広く区民の方々にも周知をしてまいります。

説明は、以上となります。

○教育長 説明は終わりました。

報告1について、この報告書の取りまとめに当たっては、各教育委員からさまざまな御意見をいただいております。ありがとうございました。

報告1について、御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○羽原委員 ページを追って、意見をどんどん言っていったいいですか。

○教育長 では、一定の区切り、範囲を決めてご意見をいただきましょうか。

○羽原委員 僕はどちらでもいいです。全部一度に言ってしまってもよいですが、僕が言った意見が全部通るわけではないだろうし、反論も当然あるだろうから、少しずつ進んだほうが。

○教育長 では、1つずつ伺うということで。

○羽原委員 先ほどの説明でページを区切ったような形で進めてくれれば。

○教育長 わかりました。

では、1章、位置づけのところでは何かありますか。1ページ、2ページです。

○羽原委員 2ページで1つ。

2ページの一番下、区としては国や都の動向を、とあるが、これは区教委としてなのか、区教委が区とともにということなのか。区の行政と教育委員会との関係、そこはちょっとはっきりさせたい。僕としては、主語は区教委で、区とともに、とか。そういう表現のほうが妥当じゃないかなと。

これは教育委員会ですとまとめるのだから、「区としては」が主語だと、ちょっと違和感が。

○教育長 いかがでしょうか。

○教育調整課長 こちらに記載の意図としましては、教育委員会としての位置づけで書かせていただいたものでございます。したがって、「教育委員会としては」ということで変更させていただきます。

○羽原委員 僕は、以前意見を言ったときは、区教委としては、区の行政とともに、という意味合いで申し上げたのが、区だけになってしまったので、それでいいのかなと。区教委は区教委で、区や都や国とともに、という意味合いとしての区が要るのではないかと。

○教育長 誰の責任でどう出したかということ明確にしたほうがいいということなので、それは調整してください。

第1章は、ほかの方、よろしいでしょうか。

第2章は、ヒアリングの部分です。こちらはよろしいでしょうか。

○羽原委員 ほかの方が何か言わないと、全部、黙認していくようなことでいいのかというこ

とになるから、ぜひ多くの人に聞いていただきたい。僕は僕の考えで言っているの。

○教育長 まず、第3章の5ページ、6ページを見ていただくと、A、B、C、Dというふうに取り扱いを分けてありまして、先ほどの説明でもA、B、C、Dで分けて説明をしています。では、Aの部分、つまり、プロジェクトチームとして実施内容を整理し、推進していく方策、この部分について、何か御意見ございますでしょうか。

7ページから、9、11、12、13、15、16ページということになります。

法律相談体制、タイムレコーダー、留守番電話、定時退庁日、一斉休暇、スマートワーキング・リーダー、それから保護者に対する周知です。

○羽原委員 13ページの③です。

11日から15日というのは、平成30年だけでしょう。だから、平成30年という限定が必要で、なおかつ、できれば今後についてはさらに検討するとか、改革の余地があるというような。そこまでは言わなくてもいいけれども、平成30年というところは限定したほうがいいのではないかなと思います。

○教育調整課長 今回の御意見に関しましては、私どもとしましては、※印のところ、30年度についてはというコメントを記載させていただいている点、それからその下の丸印のところ、あくまでもこれをずっと行っていくということではなく、今年度はこれでスタートを切りさせていただくという意図をもって、こういった表現をさせていただいているところでございますが、実際に、今年度が初めてで、30年度の内容が記載されている部分でもございますので、今いただきました御意見については、十分踏まえた形で表現は考えたいと思います。

○羽原委員 むしろ、※印の30年度というのは、上のところであれば、さらに検討するというのではなくても、限定的なんだということでもいいのではないかな。

○教育調整課長 では、そのように表現を改めさせていただきます。

○教育長 よろしくお願ひします。

ほかにはいかがですか。

○羽原委員 それから、14ページの3行目。この期間は本来、勤務を要する日であり、休暇の場合は事前に申請をして取得する、休暇を申請しない場合は通常どおり出勤し云々とあるが、この申請とか、通常どおり出勤するとか、これは何か特別必要なことですか。僕は、休暇取得促進期間となっていれば、いちいち面倒な申請やら何やらは、全校一斉に休むなら要らないんじゃないかなという印象です。

○教育指導課長 こちらの記述につきましては、通常、休暇を申請する際の手続について示し

たものとなっております。ただ、あえてここまで細かい表現を残す必要があるかどうか、検討させていただければと思います。

○羽原委員 必要なければ、なるべく簡略化してあげたほうがいいかと。

○教育長 申請しないで、休暇を取ることはないですね。

○教育指導課長 ここは手続を掲載させていただきましたので、必要なければ割愛します。

○教育長 当たり前のお話ですね。そういうことですね。

○教育指導課長 はい。

○羽原委員 これには日曜日が入っている。14ページの一番下に、山の日については書いてあるけれども、権利なのだから、日曜日を書くべきでしょう。

○教育調整課長 ここでの記述、4行ほどございますけれども、こちらは削除する形で進めたいと思います。

○羽原委員 一番下のところ、山の日があるのであれば、むしろ山の日は法定休日ではないんだから、むしろ日曜日が入っているという、何で休みの日を休暇取得促進の期間に入れるのかという素朴な疑問があるんですよ。だから、このグラフで書くなら、日曜日も入れたらよい。優先するのは日曜日なんですよ。

○教育調整課長 御指摘ありがとうございます。⑤の導入イメージのところ、今年度、30年度という表記をさせていただいておりますので、30年度の状況につきまして、日曜日の記述をここに加筆したいと思います。

○羽原委員 もう一つ言うと、この8月11日から15日まで、仕事を抱えた人が出てくる可能性があると思う。全校、全先生が休むということは不可能で、そんなことを考えると、この期間に仕事を抱えた場合には、極力、夏季中に消化できるように配慮するということをやった上で、校長はその責任を負うという意味合いで、夏季中に消化を進めるということを書いておいたほうが、休暇を取りやすいと思うんですよ。

○教育長 どうですか。

○教育調整課長 教員の休暇取得促進期間の出勤状況の確認という4行を削除させていただき、その欄を使って、1項目加筆する形で進めさせていただきたいと思います。

○教育長 この期間中に休暇を取れないような状況があった場合には、夏季休業期間中に休暇が取れるように配慮するなり何なり、といったことですね。

○教育調整課長 そのような加筆をさせていただきたいと思います。

○羽原委員 大事だと思うのは、休ませたいと思うなら、日曜日は、はっきり権利としてうた

ってあげたほうがいいですよ。

○教育長 Aの部分で、ほかにございますか。

○羽原委員 次のページのスマートワーキング・リーダー宣言。これは区役所のようにピラミッドが出来上がっているところはいいんだけど、各学校が、地域を抱えてのピラミッドなんです。だから、校長が宣言すればいいみたいな、統一的な案文の宣言をしてはいかん。その関連で、②の対応・対策のところ、各学校、園長は、その後に「各自」という2文字を入れてほしい。

○教育長 上記の趣旨の前に入れるということですか。

○羽原委員 上記の前に。各自とだめ押しです。前のところもわかるんだけど、各自と入れ、それぞれが校長として責任を持つ、ということです。

○教育調整課長 今、御指摘いただきました対応・対策のところ、各学校、園長は、その後に、「各自」上記の趣旨や、ということで加筆させていただきます。

○羽原委員 校園長の方々に説明するときも、なるべく各校特性を持って、競合するような形で長時間労働をやめていくということで。群れてやってはいけない。校園長が個別の責任においてやるという、その決意の表明なんです。

僕としては、それを徹底しておかないと、制度こそできたが、だらだらとなる可能性が高いと読んでいるので。

それから、16ページの地域協働学校運営協議会、これはこれでいいんです。

もし地域協働学校の説明のときに、部活への人材提供、あるいは何らかの協力、これを是が非にもやってほしいし、もう少し具体的に各学校の雰囲気が出てきたら、そういう区に近い組織、そういう支援の母体になるようなところに丹念な説明ができるように、向こうの条件もできるだけ聞くというような場を持ってもらいたい。これは単なる要望です。

○教育長 ほかに、よろしいでしょうか。

○羽原委員 17ページの教育広報紙「しんじゅくの教育」のところも、平成30年ということをやったおいたほうがいいかなと。

○教育調整課長 7月15日号の中身についてはすでに掲載した形になっておりますので、こちらについては、内容の修正は御勘弁いただきたいと思います。

○羽原委員 わかりました。

○教育長 Aの部分についてはよろしいでしょうか。

よろしければ、Bに入らせていただきたいと思います。

Bは、番号でいきますと、1 事務分掌の見直し、5 部活動、10 調査等の精選、11 会議の精選、14 会計事務処理の見直し、16 学校徴収金、25 学校事務の可視化・顕在化によるチェックの徹底、というところですか。プロジェクトを設置して事業内容を整理し、推進していく方策ですけれども、いかがでしょうか。

○羽原委員 校長や主任教諭にはじまって、ボランティアや非常勤などの一覧があるでしょう。これが、学校ごとにはどういう状況かというのがあったほうがいい。

なぜかという、地域協働学校で説明するときには、この学校にはこういう支えがありますが、その上でさらに皆さんに協力してほしいという、学校にはいろいろな支えがあるんだということを、学校ごとに説明するのが一番早いと思います。

この表では、公務員にはわかるけれども、一般区民にはわかりません。たくさんありますね、忙しいですね、そこで終わってしまうけれども、学校ごとにすると、もう少し保護者たちにも身近に感じてもらえて、しかも区の行政はしっかりやってくれているという印象があると思うので、大変かなと思うけれども、ここまでできているから、学校ごとに落とし込んでいくことは、できるんじゃないかな。すぐに云々ではないし、秋でもいい。無理であれば諦めてもいいですが、効用からすると、やってみてほしいなと思います。

○教育調整課長 今、いただきました御指摘に関しましては、第二次報告書としてはこの形になります。今後、事務事業の見直し部会の中で検討する中で、そういった対応がとれるのか。今回、各学校の実情というものをしっかりと把握することが必要だということもありますので、検討の中に含めて進めてまいりたいと思います。

○教育長 わかりました。スタッフの整理については、事務事業の見直し部会のところで、いまは細かく限定されたスタッフを入れているけれども、もうちょっと幅広な、事務補助もやるが他のこともやるというような、そういうスタッフの役割のほうがフレキシブルではないかという意見もあるようなので、その検討が終わった段階で、それぞれの学校ごとに、あなたの学校にはどういうスタッフが何名いて、というような部分。マンパワーの関わり方を、学校の先生たちももしかしたら具体的にはよくわかっていなかったりするかもしれないので、ちょっとやってみていただければと思います。

ほかにはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

次にCです。教育委員会事務局として実施内容を整理し、推進していく方策です。こちらが大部でございますけれども、専門スタッフの活用、地域協働学校、校務支援システム、I

CT、研修、配布物の省力化など、細かいことまで入っています。このほか、管理職のマネジメント研修、教員の研修、教員管理職の年休取得、在校時間の上限の設定、学校評価、教職員定数の改善要請等々でございます。何かございますでしょうか。

○羽原委員 57ページの9、ICTを活用した教材の共有化。これは、各学校へ行って見ていて、60点か70点くらいのICTの使い方で、決して教材の共有化に一気に行けるほど、ICTの使い方は徹底してないと思うんですよ。

だから、僕はこれは教材の共有化だけうたうのは反対で、ICTをもっと活用したうえで、さらに教材の共有化というふうにいかないと。共有化の前に、ICTをもっときちんと使うということですね。

○教育長 利用促進なり活用促進なりをした上での共有化ということですね。

いかがですか。

○教育調整課長 ただいま御指摘いただきましたICTを活用した教材の共有化でございますが、30年度 of 取組の中に、御指摘のあった一文を加筆するような形で修正したいと思います。

○教育長 学校によって本当に違いが大きくて、教材の共有化が進んでいる学校もあるんですよ。きちんと共有化まで進んでいる学校もあれば、実物投影機どまりの学校もあるというところですので、少し加筆してください。

ほかに何かございますでしょうか。

○羽原委員 今の関連で言うと、ちょっと先になるが、67ページ。8番目に教材の共有化をうたっているけれども、これは何か必要があるならばこのままでもいいけれども、やはり、共有化の前に、ICTの活用とか、何かもう少し促してほしい。

○教育長 いかがですか。

○教育調整課長 こちらはそれぞれの学校への取組の促しというところでございますので、今、御指摘いただきました部分として、例えばICTのさらなる活用と、教材の共有化と。

○教育長 先ほどのところと合わせますか。

○教育調整課長 そういう形で整理をさせていただこうと思います。

○教育長 では、先ほどのところと合わせたような記載で調整してください。

Cの部分で、ほかに何かございますでしょうか。

なければ、Dです。各学校、園で校内検討組織を整備して、事務改善を進めていくということで、自分たちのことは自分たちで、指揮・命令でやるのではなくて、自発的にやってみてもらうことが重要ですよということですけども、この部分はいかがでしょう。

I C Tの教材の共有化は先ほど御指摘があった点ですけれども。

○羽原委員 ここは、いろいろな階層の先生方、各学校ごとで協議するという点をうたってもらったことは非常によかったなど感謝しています。

○教育調整課長 第二次報告書については、ただ今御指摘いただきました点も含めまして、修正を加え、まとめさせていただきます。また、それをもって、これから学校、園、そして区民の皆様にお示ししていきたいと思えます。

御指摘、ありがとうございました。

○教育長 ありがとうございました。

他に御意見、御質問がなければ、報告1の質疑については終了させていただきます。

◆ 報告2 その他

○教育長 次に、報告2、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後 4時18分閉会